

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

生活環境部 人権・男女共同参画課

許認可等の内容		隣保館使用料の免除
根拠法令等及び条項		栃木市隣保館条例第7条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	令和 年 月 日設定 令和 年 月 日最終変更
	標準処理期間	日
審査 基準	根拠条項	栃木市隣保館条例施行規則第6条
	参考事項	栃木市隣保館条例施行規則第7条
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 栃木市隣保館条例第7条の規定により使用料を免除する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 市内の社会福祉団体及び社会教育団体がその事業目的のために利用するとき。</p> <p>(2) 市内の小学校及び中学校がその教育目的のために利用するとき。</p> <p>(3) 市民の文化教養の向上及び娯楽、スポーツの増進を図るため、営利を目的とせず政治的、宗教的活動を目的としない団体が講演会、研修会等を開催するために利用するとき。</p> <p>(4) 上記に掲げるもののほか、市長が特別な事由があると認めるとき。</p> <p>2 使用料の免除を受けようとする者は、隣保館使用料免除申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、使用料の免除を承認したときは、隣保館利用承認書に免除する旨を記載し、申請者に交付するものとする。</p>	